

奈良市公報

第 2 2 7 号

平成19年12月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 1
 - 予防接種の実施の一部改正…………… 2
 - 介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定（2件）…………… 2
 - 市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集…………… 2
 - 放置自転車等の保管…………… 2
 - 一般競争入札の実施…………… 2
 - 納期限変更告知書の公示送達…………… 3
 - 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出（2件）…………… 4
 - 生活保護法の規定による医療機関の指定（2件）…………… 4
 - 住居番号の設定…………… 4
 - 放置自転車等の保管（2件）…………… 4
 - 開発行為に関する工事の完了…………… 5
 - 放置自転車等の保管…………… 5
 - 放置自転車等の処分…………… 5
 - 放置自転車等の保管…………… 5
 - 徴収事務及び収納事務の委託…………… 5
 - 道路の位置指定…………… 6
 - 開発行為に関する工事の完了…………… 6
 - 放置自転車等の保管…………… 6
 - 介護保険法の規定による介護予防支援事業所の変更の届出…………… 7
 - 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定…………… 7
 - 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 7
 - 生活保護法の規定による介助扶助機関の指定…………… 8
 - 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 8
- 3 供用を開始する排水施設の位置

- 出…………… 8
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定…………… 9
- 平成19年度被表彰者の氏名等…………… 9
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 10
- 一般競争入札の実施…………… 10
- 交付要求通知書の公示送達（2件）…………… 11
- 納期限変更告知書の公示送達…………… 11

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施（2件）…………… 11

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 13

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 14
- 農政部会の招集…………… 14

告 示

奈良市告示第595号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成19年11月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成19年11月1日

奈良市公共下水道管理者
奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成19年11月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市富雄北二丁目、学園大和町三丁目、秋篠三和町二丁目、西大寺芝町一丁目、大安寺西三丁目、四条大路南町、神殿町及び南京終町の各一部

管 渠 番 号	起 点	終 点
富雄元町第2幹線-23	奈良市富雄北二丁目400-1	奈良市富雄北二丁目402-1
杣川幹線-39	奈良市学園大和町三丁目303	奈良市学園大和町三丁目303
敷島幹線-112	奈良市秋篠三和町二丁目430-72	奈良市秋篠三和町二丁目430-7
敷島幹線-113	奈良市秋篠三和町二丁目430-72	奈良市秋篠三和町二丁目430-72
青野幹線-27	奈良市西大寺芝町一丁目2122-2	奈良市西大寺芝町一丁目2105-13
青野幹線-28	奈良市西大寺芝町一丁目2105-13	奈良市西大寺芝町一丁目2105-13
奈良幹線-129	奈良市大安寺西三丁目219-3	奈良市大安寺西三丁目206
四条大路南幹線-9	奈良市四条大路南町439-2	奈良市四条大路南町2001-1
明治幹線-237	奈良市神殿町383-2	奈良市神殿町409-1
明治幹線-238	奈良市南京終町756-3	奈良市南京終町761-1

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成19年11月1日揭示済)

奈良市告示第596号

平成19年奈良市告示第185号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。
平成19年11月1日

奈良市長 藤原 昭
次のよう省略
(平成19年11月1日揭示済)

奈良市告示第597号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の10の規定により公示します。
平成19年11月1日

奈良市長 藤原 昭

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2795000039	大阪府東大阪市石切町 4丁目14番39号	ニチイのほほえみ石切	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイのほほえみ 代表取締役 小島 啓克	平成19年11月1日

(平成19年11月1日揭示済)

の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の10の規定により公示します。
平成19年11月1日

奈良市告示第598号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項

奈良市長 藤原 昭

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2990100055	奈良市菅原町89	ニチイのほほえみ奈良西大寺	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	株式会社ニチイのほほえみ 代表取締役 小島 啓克	平成19年11月1日

(平成19年11月1日揭示済)

奈良市告示第599号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。
平成19年11月1日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成19年11月1日揭示済)

奈良市告示第600号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成19年11月1日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年11月1日
- 3 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表
(平成19年11月1日揭示済)

奈良市告示第601号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成19年11月1日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

道路新設工事及び水質改善下水道築造工事（単12）ほか26件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

告示日から平成19年11月1日までは入札控室、同月7日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年11月1日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年11月7日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市総務部監理課

電話 0742-34-4743

別表省略

（平成19年11月1日揭示済）

奈良市告示第602号

下記の税の納期限変更告知書を送付したが、その送達を受けるべき者の住所地在不明で送達することが出来ないのので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成19年11月2日

奈良市長 藤原 昭

1 納期限変更告知書の発送年月日

平成19年度 市・県民税 4期分 平成19年10月26日

2 送達を受けるべき者

省略

(平成19年11月2日揭示済)

奈良市告示第603号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年11月2日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人拓生会 桜井眼科診療所	奈良市川久保町19	平成19年10月13日

(平成19年11月2日揭示済)

奈良市告示第604号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年11月2日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
奈良公園中央病院	奈良市今小路町2	平成19年11月16日

(平成19年11月2日揭示済)

奈良市告示第605号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年11月2日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
大和アイクリニック	奈良市西大寺栄町3-15梅守第2ビル3F	平成19年10月1日
メディカルチャート登美ヶ丘	奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3リコラス登美ヶ丘3F	平成19年9月1日
尾崎二郎整形外科東大寺前	奈良市川久保町19-1	平成19年11月6日
帝塚山歯科	奈良市鳥見町二丁目16-5	平成19年9月1日
ゆうき薬局	奈良市東紀寺町二丁目10-12	平成19年10月1日

(平成19年11月2日揭示済)

奈良市告示第606号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年11月2日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
奈良西部病院	奈良市三碓町2143-1	平成19年11月17日

(平成19年11月2日揭示済)

奈良市告示第607号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成19年11月2日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成19年11月2日揭示済)

奈良市告示第608号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年11月2日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年11月2日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成19年11月2日揭示済)

奈良市告示第609号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年11月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年11月5日

3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成19年11月5日揭示済)

奈良市告示第610号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年11月5日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
平成19年7月11日 奈良市指令都整開 第07A-14号
- 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成19年11月5日 第1085号
- 開発区域に含まれる地域
奈良市朱雀二丁目7番地の4及び7番地の5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都府木津川市兜合一丁目2番地 高の原駅西団地8-205号
乾 全貴
(平成19年11月5日揭示済)

奈良市告示第611号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年11月6日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年11月6日
- 移動対象区域
近鉄あやめ池駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成19年11月6日揭示済)

奈良市告示第612号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成19年11月6日

奈良市長 藤原 昭

- 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

- 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 処分年月日
平成19年11月20日
- 処分対象自転車等の移動年月日
平成19年8月2日、同月3日、同月6日、同月7日、同月10日、同月14日、同月20日から同月22日まで、同月24日及び同月27日から同月30日まで
(平成19年11月6日揭示済)

奈良市告示第613号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年11月7日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成19年11月7日
- 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成19年11月7日揭示済)

奈良市告示第614号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び同令第158条の2第1項、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第80条の2並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第144条の2の規定により、次のとおり徴収及び収納の事務を委託したので、地方自治法施行令第158条第2項（同令第158条の2第6項により準用する場合を含む。）、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の9第1項及び介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第45条の7第1項の規定により告示します。

平成19年11月8日

奈良市長 藤原 昭

徴収及び収納事務	使用料、手数料、賃借料、物品売払代金、貸付金の元利償還金、地方税、国民健康保険料及び介護保険料
委託者	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号 株式会社ゆうちょ銀行 代表取締役 古川 洽次
委託期間	平成19年10月1日から平成20年3月31日まで

(平成19年11月8日揭示済)

奈良市告示第615号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年11月8日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市法華寺町482番地
申請者氏名	オオクニ商事株式会社 代表取締役 村上 治之
道路の位置	奈良市五条西一丁目1202番471の一部、1202番500及び1202番502
道路の幅員	最大5.2m 最小5.2m
道路の延長	29.03m
指定年月日	平成19年11月8日
指定番号	第19010号

(平成19年11月8日揭示済)

奈良市告示第616号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年11月9日

奈良市長 藤原 昭

- 許可の年月日及び番号
 平成18年5月30日 奈良市指令都整開 第06A-5号
 平成19年9月21日 奈良市指令都整開 第06A-5-1号
 平成19年10月31日 奈良市指令都整開 第06A-5-2号
- 検査済証の交付年月日及び番号
 (1) 開発行為 平成19年11月9日 第1086号
 (2) 公共施設 平成19年11月9日 第473号
- 開発区域に含まれる地域
 奈良市中町390番地の3の一部、397番地の2、398番地、399番地の2の一部、400番地の一部、401番地の1、401番地の2、402番地の2、407番地、408番地、409番地、418番地の一部、419番地の1、419番地の2の一部、420番地の1、420番地の2の一部、456番地の1、461番地の1の一部、461番地の2の一部、461番地の5の一部、461番地の7の一部、461番地の9、491番地の1、491番地の2、5544番地の1の一部、5545番地の2の一部、5546番地及び5547番地並びに奈良市藤ノ木台二丁目399番地の1の一部、461番地の6の一部、461番地の11の一部、462番地の92の一部、462番地の107の一部及び462番地の108の一部

- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 兵庫県加古川市平岡町新在家117番地
 昭和住宅 株式会社 代表取締役 湖中明憲
- 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市中町397番地の2の一部、398番地の一部、399番地の2の一部、400番地の一部、401番地の1の一部、401番地の2の一部、402番地の2、407番地の一部、408番地の一部、409番地の一部、418番地の一部、419番地の1の一部、419番地の2の一部、420番地の1の一部、420番地の2の一部、456番地の1の一部、461番地の1の一部、461番地の2の一部、461番地の5の一部、461番地の7の一部、461番地の9の一部、491番地の1の一部、5545番地の2の一部及び5547番地の一部並びに奈良市藤ノ木台二丁目399番地の1の一部、461番地の6の一部及び462番地の108の一部

(2) 下水道

奈良市中町390番地の3の一部、397番地の2の一部、398番地の一部、402番地の2の一部、407番地の一部、408番地の一部、409番地の一部、418番地の一部、419番地の1の一部、420番地の1の一部、420番地の2の一部、456番地の1の一部、461番地の1の一部、461番地の2の一部、461番地の5の一部、461番地の9の一部、5544番地の1の一部、5545番地の2の一部及び5547番地の一部

(3) 管路敷

奈良市中町390番地の3の一部、5544番地の1の一部及び5545番地の2の一部

(4) 公園

奈良市中町419番地の1の一部、461番地の1の一部及び461番地の2の一部

(5) 調整池

奈良市中町397番地の2の一部及び5545番地の2の一部

(6) 防火水槽

奈良市中町419番地の1の一部及び419番地の2の一部

(平成19年11月9日揭示済)

奈良市告示第617号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年11月9日

奈良市長 藤原 昭

- 移動理由
 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
 平成19年11月9日
- 移動対象区域

J R奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成19年11月9日揭示済)

奈良市告示第618号
介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の23の規定

により、介護予防支援事業所について、次のとおり変更の届出がありましたので、同法第115条の27の規定により公示します。
平成19年11月9日
奈良市長 藤原 昭

事業所番号	介護予防支援事業所		申請者		指定年月日
	名称	所在地	代表者氏名	主たる事務所の所在地	
2900100112	奈良市東部地域包括支援センター	奈良市茗荷町774-1	社会福祉法人 晃宝会 理事長 木村 雅子	奈良市茗荷町808-1	平成19年5月1日

(平成19年11月9日揭示済)

奈良市告示第619号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。
平成19年11月12日
奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
尾崎二郎整形外科東大寺前	奈良市川久保町19-1	居宅 訪問看護 居宅 訪問リハビリテーション 居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成19年11月6日 平成19年11月6日 平成19年11月6日 平成19年11月6日 平成19年11月6日
尾崎 二郎	奈良県奈良市神功三丁目7-12		
尾崎二郎整形外科東大寺前	奈良市川久保町19-1	介護予防 訪問リハビリテーション	平成19年11月6日
尾崎 二郎	奈良県奈良市神功三丁目7-12		
ゆうき薬局	奈良市東紀寺町二丁目10-12	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成19年10月1日 平成19年10月1日
平野 由美子	奈良市北登美ヶ丘三丁目13-18		
ディサービスなごみの家	奈良市七条一丁目30-6	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成19年10月1日 平成19年10月1日
株式会社なごみの家	奈良県奈良市七条一丁目30-6		
Charm(チャーム) 奈良公園ショートステイ	奈良市東紀寺町一丁目11-5	居宅 短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護	平成19年10月1日 平成19年10月1日
株式会社愛ライフ	大阪市北区中之島3丁目6-32		

(平成19年11月12日揭示済)

奈良市告示第620号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。
平成19年11月12日
奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		

株式会社コムスン奈良ケアセンター	奈良市白毫寺町835-1大和紀寺ビル1階	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業(介護計画作成) 介護予防 訪問介護	平成19年10月31日 平成19年10月31日 平成19年10月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー35F		
ノア・ホームベース	奈良市富雄元町二丁目6-33	居宅 訪問介護 介護予防 訪問介護	平成19年6月30日 平成19年6月30日
株式会社クリーンベア	奈良市富雄元町二丁目6-33		
デイサービス コムスン紀寺	奈良市南紀寺町五丁目53-5	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成19年10月31日 平成19年10月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー35F		
(株)コムスン訪問看護ステーション紀寺	奈良市白毫寺町835-1大和紀寺ビル2号館102・103	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成19年10月31日 平成19年10月31日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー35階		

(平成19年11月12日揭示済)

奈良市告示第621号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年11月12日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
ハートランドケア奈良ケアセンター	奈良市白毫寺町835-1大和紀寺ビル1階	居宅 訪問介護 居宅介護支援事業(介護計画作成) 介護予防 訪問介護	平成19年11月1日 平成19年11月1日 平成19年11月1日
財団法人信貴山病院	奈良県生駒郡三郷町勢野北4丁目13-1		
ハートランドケア訪問看護ステーション紀寺	奈良市白毫寺町835-1大和紀寺ビル1階	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成19年11月1日 平成19年11月1日
財団法人信貴山病院	奈良県生駒郡三郷町勢野北4丁目13-1		
ハートランドケアデイサービス紀寺	奈良市南紀寺町五丁目53-5	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成19年11月1日 平成19年11月1日
財団法人信貴山病院	奈良県生駒郡三郷町勢野北4丁目13-1		

(平成19年11月12日揭示済)

奈良市告示第622号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年11月12日

奈良市長 藤原 昭

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	有限会社おたすけマン	奈良市田中町369-2	有限会社おたすけマン	平成18年8月4日
新	株式会社 おたすけマン	奈良市田中町369-2	株式会社おたすけマン	

旧	奈良市東部地域包括支援センター	奈良市茗荷町803	(株)晃宝会	平成19年11月12日
新	奈良市東部地域包括支援センター	奈良市茗荷町774-1	(株)晃宝会	

(平成19年11月12日揭示済)

奈良市告示第623号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則(平成17年奈良市規則第51号)第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年11月13日

奈良市長 藤原 昭

名称	代表者氏名	所在地	指定日
新世紀建工株式会社	代表取締役 山本 佳彦	奈良県香芝市下田 西三丁目9番16号	平成19年 11月12日

(平成19年11月13日揭示済)

奈良市告示第624号

奈良市表彰条例(昭和33年奈良市条例第1号)第7条の規定に基づき平成19年度被表彰者の氏名等を次のとおり公示します。

平成19年11月13日

奈良市長 藤原 昭

有功表彰の部(22名、内1名氏名等公表辞退)

氏名	住所	事績
大西 英 征	中貫町	条例第3条第1項第4号
宮下 明 弘	高樋町	条例第3条第1項第4号
青木 信 篤	神功一丁目	条例第3条第1項第4号
石森 義 人	右京四丁目	条例第3条第1項第5号
岩田 ユキ子	西大寺芝町一丁目	条例第3条第1項第5号
三岡 嘉 和	内侍原町	条例第3条第1項第5号
水川 照 彦	六条一丁目	条例第3条第1項第5号
北島 義 孝	阿字万字町	条例第3条第1項第6号
山中文三郎	南城戸町	条例第3条第1項第6号
岡崎 吉 藏	中辻町	条例第3条第1項第6号
今西 逸 雄	高天市町	条例第3条第1項第6号
神田 正 義	大宮町七丁目	条例第3条第1項第6号
岡田 茂 次	横井二丁目	条例第3条第1項第6号
太田 齊	神殿町	条例第3条第1項第6号
阪原 芳 子	法蓮町	条例第3条第1項第6号

奥田 敏	西大寺芝町一丁目	条例第3条第1項第6号
奥田 文 稔	南京終町一丁目	条例第3条第1項第6号
東 昭 男	神殿町	条例第3条第1項第6号
乾 和 彦	高樋町	条例第3条第1項第6号
森村 好 延	大宮町二丁目	条例第3条第1項第6号
立石 良 寛	菩提山町	条例第3条第1項第6号

功勞表彰の部(61名、内4名氏名等公表辞退)

氏名	住所	事績
井田 吉 昭	古市町	条例第4条第1号
吉野 逸 郎	神功一丁目	条例第4条第1号
西田 弥栄子	七条西町一丁目	条例第4条第1号
土庵 清 子	百楽園二丁目	条例第4条第1号
宮澤 平三郎	西大寺本町	条例第4条第1号
福井 清 高	法蓮町	条例第4条第1号
上田 洋 一	小西町	条例第4条第1号
弓場 綾 子	内侍原町	条例第4条第1号
小林 昭 二	紀寺町	条例第4条第1号
藤井 義 治	右京三丁目	条例第4条第1号
植田 英 一	肘塚町	条例第4条第1号
貴田 博	あやめ池北三丁目	条例第4条第1号
河合 浩	西城戸町	条例第4条第3号
田村 貞 雄	三条町	条例第4条第3号
佐野 隆	南紀寺町一丁目	条例第4条第3号
稲田 保	小太郎町	条例第4条第3号
榎崎 幸	西木辻町	条例第4条第3号
木村 智 一	大森町	条例第4条第3号
田村 耕 一	大森町	条例第4条第3号
吉岡 正 志	大宮町三丁目	条例第4条第3号
吉村 悦 治	大宮町一丁目	条例第4条第3号
仲谷 弘 二	大安寺六丁目	条例第4条第3号
福井 勝 彌	四条大路一丁目	条例第4条第3号
北尾 達	古市町	条例第4条第3号
岩田 豊	佐紀町	条例第4条第3号
早崎 啓 三	秋篠早月町	条例第4条第3号
森白 英 男	宝来三丁目	条例第4条第3号
藤川 洋 子	西大寺新池町	条例第4条第3号
中港 市 郎	富雄北一丁目	条例第4条第3号
西田 暉 一	藤ノ木台二丁目	条例第4条第3号
川合 清 照	帝塚山南三丁目	条例第4条第3号
穴見 光 夫	中ノ川町	条例第4条第4号
坊見 千 恵	神功六丁目	条例第4条第4号
木村 忠 一	芝辻町二丁目	条例第4条第4号
山田 都 昇	西登美ヶ丘一丁目	条例第4条第4号
實田 清 隆	山陵町	条例第4条第4号
吉田 凌 子	大阪市住之江区	条例第4条第4号
高橋 文 子	疋田町五丁目	条例第4条第4号
高橋 宏 之	右京五丁目	条例第4条第4号
横田 昌 浩	四条大路五丁目	条例第4条第5号
今西 誠 一	石木町	条例第4条第5号
	大安寺四丁目	条例第4条第5号

藤井伸	藤原町	条例第4条第5号
黒吉延	法蓮町	条例第4条第5号
山口公作	今市町	条例第4条第5号
宮坂利男	中貫町	条例第4条第5号
廣瀬章	東九条町	条例第4条第5号
田中輝房	木津川市	条例第4条第6号
保田正憲	佐保台二丁目	条例第4条第6号
矢追公一	木津川市	条例第4条第6号
村井顯一	南京終町一丁目	条例第4条第6号
姫嶋淳克	菅野台	条例第4条第6号
吉田育弘	西木辻町	条例第4条第6号
谷本喜一	神戸市東灘区	条例第4条第6号
田中茂	神戸市中央区	条例第4条第6号
奥田節夫	岡山市	条例第4条第6号
村田知子	中登美ヶ丘一丁目	条例第4条第6号

善行表彰の部（5名、内2名氏名等公表辞退）

氏名	住所	事績
乾東一	富雄泉ヶ丘	条例第5条第1号
岩本潤三	右京四丁目	条例第5条第1号
秋田雅子	茨木市	条例第5条第1号

(平成19年11月13日揭示済)

奈良市告示第625号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年11月13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年11月13日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年11月13日揭示済)

奈良市告示第626号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年11月14日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年11月14日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年11月14日揭示済)

奈良市告示第627号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成19年11月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 入札に付する事項
道路改良工事（平松一丁目・中部第791号線）ほか23件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分（奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。）又は建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
告示日から平成19年11月15日までは入札控室、同月20日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
 - (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
 - (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
 - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

- ア 入札に参加する資格のない者のした入札
- イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
- ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年11月15日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年11月15日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市総務部監理課
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成19年11月15日揭示済)

奈良市告示第628号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の居住地が不明で送達することができないので、国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成19年11月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成19年11月15日揭示済)

奈良市告示第629号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第82条第2項の規定に基づく交付要求通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、国税通則法（昭和37年法律第66号）第14条第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成19年11月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 送達をすべき文書
交付要求通知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成19年11月15日揭示済)

奈良市告示第630号

地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の2第1項の規定に基づく納期限変更告知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、同法第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成19年11月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 送達をすべき文書
納期限変更告知書
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成19年11月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第40号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第2条の規定により公告します。

平成19年11月1日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

- 1 入札に付する事項
鉛給水管布設替工事、市内神功一丁目地内他5件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (2) 場所
水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー
- 4 入札の場所
水道局4階 大会議室（北側）
- 5 入札の日時
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
 - (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
 - (2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日
 - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
 - (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者がした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書
- 8 入札参加申請
入札参加を申請する者は、告示日から平成19年11月6日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。
- 9 入札参加資格の審査及び決定
 - (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。
 - (2) 入札参加者の決定通知
平成19年11月7日までに入札参加申請者に通知します。
- 10 その他
 - (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
 - (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
 - (3) 問い合わせ先
奈良市法華寺町264番地1
奈良市水道局業務部経理課入札係
電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

(平成19年11月1日揭示済)

奈良市水道局告示第41号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第2条の規定により公告します。

平成19年11月15日

奈良市水道事業管理者
中尾一郎

- 1 入札に付する事項
鉛給水管布設替工事、市内朱雀一丁目地内（第二工区）他6件（工事の種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成19年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和

24年法律第100号)の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を含む)を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局4階 大会議室(北側)

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 水道局が指定する日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者がした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書等、期限までに到達しなかった入札書等又は必要書類が同封されていない入札書

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年11月20日まで(奈良市の休日を含む)を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年11月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200(内線)223

別表省略

(平成19年11月15日揭示済)

教育委員会

奈良市教育委員会告示第19号

平成19年11月定例会教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則(昭和57年奈良市教育委員会規則第12号)第3条第2項の規定により告示します。

平成19年11月1日

奈良市教育委員会

委員長 小谷勝彦

1 日時

平成19年11月6日(火)

午前10時から

2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 富雄北小学校における学校給食への異物混入と今後の対応について

(2) 小学校ハローイングリッシュ事業について

(3) 第61回奈良市民体育大会冬季大会(綱引競技)について

議事

議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について(奈良市黒髪山キャンプフィールド)

議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について(奈良市公民館 24施設)

議案第31号 公の施設の指定管理者の指定について(上深川歴史民族資料館)

議案第32号 公の施設の指定管理者の指定について(鴻ノ池陸上競技場等)

議案第33号 公の施設の指定管理者の指定について(中央武道場等)

議案第34号 公の施設の指定管理者の指定について

- 議案第35号 公の施設の指定管理者の指定について
(青年の家交楽館)
- 議案第36号 公の施設の指定管理者の指定について
(ならやま温水プール)
- 議案第37号 公の施設の指定管理者の指定について
(都祁体育館)
- 議案第38号 公の施設の指定管理者の指定について
(平城・青山プール)
- 議案第39号 公の施設の指定管理者の指定について
(七条コミュニティスポーツ会館)
- 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定について
(南紀寺コミュニティスポーツ会館)
- 議案第41号 公の施設の指定管理者の指定について
(ならやまコミュニティスポーツ会館)
- 議案第42号 公の施設の指定管理者の指定について
(高の原コミュニティスポーツ会館)
- 議案第43号 公の施設の指定管理者の指定について
(東市コミュニティスポーツ会館)
- 議案第44号 公の施設の指定管理者の指定について
(邑地コミュニティスポーツ広場)
- 議案第45号 公の施設の指定管理者の指定について
(狭川コミュニティスポーツ広場)
- 議案第46号 公の施設の指定管理者の指定について
(石打コミュニティスポーツプール)

4 その他

- (1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
11月～12月

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成19年11月1日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第16号

奈良市農業委員会平成19年11月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成19年11月6日

奈良市農業委員会
農地部会長 大門 善之助
記

- 1 日時
平成19年11月14日(水) 午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
(1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について

- (2) 農地法施行規則第5条第1号に該当する転用の届出について
- (3) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (6) 農地法第20条第6項の規定による通知の受理について
- (7) 水田利用転換届出について
- (8) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (9) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせん結果について
- (10) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて
- (11) 知事許可について(10月許可分)
- (12) 非農地証明について(10月分)

(平成19年11月6日揭示済)

奈良市農業委員会告示第17号

奈良市農業委員会平成19年11月農政部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和32年農業委員会告示第4号)第3条第1項の規定により告示します。

平成19年11月13日

奈良市農業委員会
農政部会長 井岡 勳
記

- 1 日時
平成19年11月22日(木) 午前10時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟5階 第21会議室
- 3 議題
(1) 農業経営に関する意向調査の実施について
(2) 農業相談会の実施について
(3) 遊休農地・耕作放棄地の実態調査結果について
(4) なら農業委員会だより45号の編集について

(平成19年11月13日揭示済)